

2023年9月19日

日本私法学会大会における個別報告に関する規程の改正

日本私法学会事務局

I 2023年改正

2023年6月10日に開催された理事会の決定により、日本私法学会大会における個別報告に関する規程（以下「規程」という。）が改正（以下「2023年改正」という。）された。この改正は、理事推薦（2023年改正前規程4条1項に規定する理事推薦をいう。以下同じ。）を廃止したうえで、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することは、認めないこととするものである。2023年改正は、2023年10月1日から施行される。

本文書は、日本私法学会事務局の責任において、2023年改正の経緯や内容について説明をするものである。2023年改正により改正された後の規程、2023年改正により改正される前の規程及び2023年改正により改正された後の規程と改正される前の規程との対照表は、本文書の末尾に付された[資料](#)を参照されたい。

II 理事による推薦に基づく申請のあり方

2023年改正により改正される前の規程においては、理事による推薦に基づく申請のあり方について、レベルの異なる2つの問題があったものと考えられる。

1 第1のレベルの問題——理事による推薦に基づく申請の区別について

2023年改正により改正される前の規程において、理事の推薦文を添付するかどうかを含め、個別報告の申請についてどのような方法があったのかを整理すると、次の3つに分けることができる。すなわち、①理事推薦に応じた申請であって、2023年改正前規程5条2項4号の規定に基づいて理事の推薦文を必要的に添付したもの（以下「理事推薦に応じた申請」という。）、②2023年改正前規程6条1項に規定する一般公募に応じた申請であって、同条2項の規定に基づいて理事の推薦文を任意に添付したもの（以下「一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付があるもの」という。）、③2023年改正前規程6条1項に規定する一般公募に応じた申請であって、同条2項の規定に基づいて理事の推薦文を任意に添付しなかったもの（以下「一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付がないもの」という。）である。

2023年改正により改正される前の規程によれば、①が理事推薦に応じた申請であるとされ、②及び③が一般公募に応じた申請であると整理される。もともと、理事による推薦文の添付がある申請を理事による推薦に基づく申請とよぶするのであれば、理事による推薦に基づく申請には、①理事推薦に応じた申請と、②一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付があるものとは含まれることとなる。①では、②と異なり、理事推薦があった後

に理事長から被推薦者へと個別報告の申請をする意思があるかどうかについての確認がされたり（2023年改正前規程5条1項）、理事の推薦文の添付が必要的なものとして扱われたり（同条2項4号）するものの、被推薦者が大会開催年の4月末日までに個別報告の申請をしなければならないことについては、㉔も㉕と異ならない（2023年改正前規程3条2項）。

しかし、このように、㉔理事推薦に応じた申請と、㉕一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付があるものとを区別することは、無用に複雑であって意味が乏しいものと考えられる。そこで、理事推薦は、廃止することとし、個別報告の申請には、理事の推薦文を添付するもの（㉔及び㉕に相当するもの）と、理事の推薦文を添付しないもの（㉔に相当するもの）との2つがあるというように、制度を単純なものに改めるべきではないかが問題となる。これが、第1のレベルの問題である。

2 第2のレベルの問題——理事の推薦文の添付について

第1のレベルの問題は、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することを認めることを前提として、理事による推薦に基づく申請の仕組みを合理化すべきではないかを問うものである。これに対し、第2のレベルの問題は、そもそも、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することを認めるべきであるかどうかを問うものである。

第2のレベルの問題を設定するにあたっての問題意識としては、おおむね、次のものが挙げられる。

①個別報告審査の目的との関係 日本私法学会個別報告審査規則1条の規定によれば、個別報告審査は、「日本私法学会大会における個別報告について、学会報告にふさわしい学問的水準を確保するために」されるものである。そのため、個別報告審査が、理事の推薦文が添付されているかどうかを考慮したり、それにより事実上影響を受けたりするものとなっているのであれば、望ましくないものと考えられる。

②個別報告審査の公正さとの関係 日本私法学会個別報告審査規則3条1項は、理事会から6名の個別報告審査委員会の委員を選任すると規定している。そこで、個別報告審査委員会の委員に選任された者が、個別報告の申請をしようとする者から、理事の推薦文の執筆を依頼されることが少なくない。日本私法学会個別報告審査規則10条の規定によれば、個別報告審査委員会の委員に選任されたことは、審査手続が完了するまでの間、対外的に秘匿しなければならない。そのため、この場合において、個別報告審査委員会の委員に選任された者が理事の推薦文の執筆を断るのは、困難である。

そこで、理事の推薦文を執筆した個別報告審査委員会の委員が、その理事の推薦文の対象である個別報告を審査するという事態が生ずることとなる。この事態が生ずることは、前記の現行の仕組みが予定しているものと考えられる。しかし、理事の推薦文を執筆した個別報告審査委員会の委員が、その理事の推薦文の対象である個別報告を審査するという扱いは、個別報告審査の公正さについて疑念を生じさせるおそれがある。

③後押し機能との関係 理事の推薦文には、若手研究者のデビュー報告を後押しする機能（以下「後押し機能」という。）があったとされる。しかし、今日において、理事の推薦文に後押し機能があるかどうかは、疑わしい。また、理事の推薦文に後押し機能があるとしても、その機能は、別の方法によって代替することができるものと考えられる。

④個別報告の水準の確保との関係 理事の推薦文には、個別報告の水準に達しない個別報告の申請を抑止する機能があるとも考えられる。しかし、個別報告審査制度のもとでは、個別報告の水準に達しない個別報告の申請がされたときは、個別報告審査委員会がその個別報告を認めない旨の判断をし、その個別報告審査委員会の審査結果の報告に基づいて理事会がその個別報告を許可しない旨の決定をすれば足りるし、むしろ、そのように対応すべきである。

以上の諸点を踏まえると、理事推薦を廃止したうえで、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することは、認めないものとすべきではないかが問題となる。

Ⅲ 2022年度及び2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況

1 2022年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況

2022年度の日本私法学会大会における個別報告は、合計6件であった。その申請の内訳は、次のとおりである。

- ①理事推薦に応じた申請 0件
- ②一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付があったもの 5件
- ③一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付がなかったもの 1件

2 2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況

2023年度の日本私法学会大会における個別報告は、合計9件である。その申請の内訳は、次のとおりである。

- ①理事推薦に応じた申請 1件
- ②一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付があったもの 3件
- ③一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付がなかったもの 5件

3 2022年度及び2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況の整理

2022年度及び2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況をみると、理事推薦に応じた申請は、1件しかなかった。

他方で、2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請では、一般公募に応じた申請であって理事の推薦文の添付がなかったものが増えている。

IV 理事会での審議及び理事会の決定

2022年10月8日に開催された理事会及び2023年6月10日に開催された理事会では、2022年度及び2023年度の日本私法学会大会における個別報告の申請の状況等も踏まえながら、理事による推薦に基づく申請のあり方について、審議を行った。

両理事会においては、現行の制度を支持する意見は、なかった。また、第1のレベルの問題について対応すべきであるとする意見、つまり個別報告の申請において理事の推薦文を添付することを認めることを前提として、理事による推薦に基づく申請の仕組みを合理化すべきであるとする意見を支持する意見も、なかった。他方で、第2のレベルの問題について対応すべきであるとする意見、つまり理事推薦を廃止したうえで、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することを認めないものとする意見を支持する意見が、複数あった。

そこで、2023年6月10日に開催された理事会では、理事推薦を廃止したうえで、個別報告の申請において理事の推薦文を添付することを認めないとする規程の改正を行うことが決定された。Iでみたように、本改正は、2023年10月1日から施行される。

以上

資料

第1 2023年改正により改正された後の規程

日本私法学会大会における個別報告に関する規程

2000.12.2 理事会決定
2007.12.1 理事会改正
2008.6.7 理事会改正
2015.10.10 理事会改正
2023.6.10 理事会改正

〔目的〕

第1条 この規程は、日本私法学会大会における個別報告（以下「個別報告」という。）に関して、必要な事項を定める。

〔個別報告の資格〕

第2条① 個別報告を行う者は、日本私法学会の会員であることを要する。
② 個別報告は、その報告に関連する論文等の業績の全部又は一部が個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月以前に公刊されていることを要する。
③ 個別報告を行う資格は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年度の4月以前から大学（各省庁大学校、短期大学、高等専門学校その他の教育機関であつて、大学と同等の水準を有する高等教育機関として理事会の指定するものを含む。）の常勤の職にある者（教授、准教授、専任講師その他これに準ずる者をいう。）にのみ付与されるものとする。但し、裁判官、検察官、弁護士その他相当の法律実務の経験を有する者であつて、個別報告審査委員会の許可を得て理事会が特に認めたものについては、この限りでない。

〔個別報告の審査〕

第3条① 個別報告を行う者は、個別報告の申請をした者のうちから、個別報告の申請に関する個別報告審査委員会の審査報告に基づき、理事会が決定する。
② 個別報告の申請をしようとする者は、第4条に定める書面を、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月末日までに、理事長に提出しなければならない。
③ 個別報告の審査手続は、日本私法学会個別報告審査規則に定めるところによる。

〔個別報告の申請〕

第4条 個別報告の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。
1 略歴
2 主要業績目録（個別報告と関連する論文1点を注記したもの）
3 個別報告の要旨（200字詰め原稿用紙20枚以内）

〔個別報告者の資料等の提出義務〕

第5条① 理事会の決定により、個別報告を行うことを許可された者（以下「個別報告者」という。）は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の7月15日までに、大会会報に掲載するレジュメ等の資料を提出しなければならない。
② 個別報告者が、前項以外のレジュメ等の資料を配付するときは、自らの費用で作成しなければならない。

〔個別報告における司会〕

第6条① 個別報告の司会を担当する者（以下「司会者」という。）は、理事長が決定する。
② 日本私法学会大会当日より前には、個別報告者に対して司会者の氏名を知らせない。但し、司会者が個別報告者に対して必要と認める連絡をとることを妨げない。
③ 司会者は、別に定める司会要領に基づき、個別報告の司会を行う。

〔個別報告の時間帯等〕

第7条① 個別報告者が個別報告を行う部会及びその時間帯は、理事長が定める。
② 個別報告においては、40分の報告及び20分の質疑応答を行うことをおおよその目

安とする。

〔個別報告者の雑誌『私法』原稿の提出義務〕

- 第8条① 個別報告者は、その個別報告を行った日本私法学会大会が開催された月の末日までに、報告原稿及び欧文による報告の要約を提出しなければならない。
- ② 前項の規定に違反した場合には、個別報告者は、雑誌『私法』に個別報告を掲載する資格を失う。但し、個別報告者が前項の規定に違反したことについてやむを得ない理由があると理事長が認めたときは、この限りでない。

附 則

- この規程は、2000年12月2日から施行する。
この改正は、2007年12月1日から施行する。
この改正は、2008年6月7日から施行する。
この改正は、2015年10月10日から施行する。
この改正は、2023年10月1日から施行する。

第2 2023年改正により改正される前の規程

日本私法学会大会における個別報告に関する規程

2000.12.2 理事会決定
2007.12.1 理事会改正
2008.6.7 理事会改正
2015.10.10 理事会改正

〔目的〕

- 第1条 この規程は、日本私法学会大会における個別報告（以下「個別報告」という。）に関して、必要な事項を定める。

〔個別報告の資格〕

- 第2条① 個別報告を行う者は、日本私法学会の会員であることを要する。
- ② 個別報告は、その報告に関連する論文等の業績の全部又は一部が個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月以前に公刊されていることを要する。
- ③ 個別報告を行う資格は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年度の4月以前から大学（各省庁大学校、短期大学、高等専門学校その他の教育機関であって、大学と同等の水準を有する高等教育機関として理事会の指定するものを含む。）の常勤の職にある者（教授、准教授、専任講師その他これに準ずる者をいう。）にのみ付与されるものとする。但し、裁判官、検察官、弁護士その他相当の法律実務の経験を有する者であって、個別報告審査委員会の許可を得て理事会が特に認めたものについては、この限りでない。

〔個別報告の審査〕

- 第3条① 個別報告を行う者は、次の各号に定める者のうちから、個別報告の申請に関する個別報告審査委員会の審査報告に基づき、理事会が決定する。
- 1 第4条に定める理事の推薦に応じて個別報告の申請をした者
- 2 一般の公募に応じて個別報告の申請をした者
- ② 個別報告の申請をしようとする者は、第5条第2項又は第6条第1項に定める書面を、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の4月末日までに、理事長に提出しなければならない。
- ③ 個別報告の審査手続は、日本私法学会個別報告審査規則に定めるところによる。

〔理事推薦〕

- 第4条① 理事は、次の各号に定める方法のいずれかにより、個別報告を行う者を推薦することができる。
- 1 個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の前年の10月に開催される理事会又は12月に開催される臨時理事会において、口頭で推薦すること。
- 2 理事長に対し、書面により推薦すること。
- ② 前項の推薦は、第2条第3項本文に定める資格を充たす者に限りすることができる。

第5条① 理事が前条の規定に基づく個別報告の推薦をしたときは、理事長は、推薦された会員に対し、これに応じて個別報告の申請を行う意思の有無を確認する。

- ② 前条の規定に基づく理事の推薦に応じて個別報告を申請しようとする者は、次の各号

に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 1 略 歴
- 2 主要業績目録（個別報告と関連する論文1点を注記したもの）
- 3 個別報告の要旨（200字詰め原稿用紙20枚以内）
- 4 理事の推薦文（所定の書式により800字以内）

〔一般の公募による申請〕

第6条① 一般の公募に応じて個別報告の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

- 1 略 歴
 - 2 主要業績目録（個別報告と関連する論文1点を注記したもの）
 - 3 個別報告の要旨（200字詰め原稿用紙20枚以内）
- ② 前項の申請をする場合において、申請者は、理事の推薦文（所定の書式により800字以内）を添付することができる。

〔個別報告者の資料等の提出義務〕

第7条① 理事会の決定により、個別報告を行うことを許可された者（以下「個別報告者」という。）は、個別報告を行う日本私法学会大会が開催される年の7月15日までに、大会会報に掲載するレジュメ等の資料を提出しなければならない。

② 個別報告者が、前項以外のレジュメ等の資料を配付するときは、自らの費用で作成しなければならない。

〔個別報告における司会〕

第8条① 個別報告の司会を担当する者（以下「司会者」という。）は、理事長が決定する。

② 日本私法学会大会当日より前には、個別報告者に対して司会者の氏名を知らせない。但し、司会者が個別報告者に対して必要と認める連絡をとることを妨げない。

③ 司会者は、別に定める司会要領に基づき、個別報告の司会を行う。

〔個別報告の時間帯等〕

第9条① 個別報告者が個別報告を行う部会及びその時間帯は、理事長が定める。

② 個別報告においては、40分の報告及び20分の質疑応答を行うことをおおよその目安とする。

〔個別報告者の雑誌『私法』原稿の提出義務〕

第10条① 個別報告者は、その個別報告を行った日本私法学会大会が開催された月の末日までに、報告原稿及び欧文による報告の要約を提出しなければならない。

② 前項の規定に違反した場合には、個別報告者は、雑誌『私法』に個別報告を掲載する資格を失う。但し、個別報告者が前項の規定に違反したことについてやむを得ない理由があると理事長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、2000年12月2日から施行する。

この改正は、2007年12月1日から施行する。

この改正は、2008年6月7日から施行する。

この改正は、2015年10月10日から施行する。

第3 2023年改正により改正された後の規程と改正される前の規程との対照表

改正後	改正前
〔個別報告の審査〕 第3条① 個別報告を行う者は、 <u>個別報告の申請をした者</u> のうちから、個別報告の申請に関する個別報告審査委員会の審査報告に基づき、理事会が決定する。 (削る) (削る) ② 個別報告の申請をしようとする者は、 <u>第4条</u> に	〔個別報告の審査〕 第3条① 個別報告を行う者は、 <u>次の各号に定める者</u> のうちから、個別報告の申請に関する個別報告審査委員会の審査報告に基づき、理事会が決定する。 1 第4条に定める理事の推薦に応じて個別報告の申請をした者 2 一般の公募に応じて個別報告の申請をした者 ② 個別報告の申請をしようとする者は、 <u>第5条第</u>

この改正は、2023年10月1日から施行する。

(新設)